

○米沢市学校給食検討委員会設置要綱

令和2年2月3日

教委告示第1号

(設置)

第1条 本市の学校給食を効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の一層の安全性の確保及び食の教育の充実を図れるよう学校給食のあり方について検討するため、米沢市学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 学校給食の調理方式に関すること。
- (2) その他学校給食に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 米沢市立小学校に就学する児童の保護者の代表者
- (2) 米沢市立中学校に就学する生徒の保護者の代表者
- (3) 米沢市立小学校長会の代表者
- (4) 米沢市立中学校長会の代表者
- (5) 米沢市立小学校教頭会の代表者
- (6) 知識経験を有する者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育指導部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。